

四日市市告示第 367 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の市道の路線の区域を変更する。

なお、その関係図面は、四日市市都市整備部道路管理課において、公示の日から3週間一般の縦覧に供する。

平成 28 年 6 月 30 日

四日市市長 田中 俊行

都市整備部 道路管理課

(区域変更)

(都市整備部道路管理課)

整理 番号	路線名	路線番号	区域変更区間	変更区間幅員		備考 別添図位番号
				変更前幅員 変更後幅員 (m)	変更区間延長 変更前延長 変更後延長 (m)	
1	曾井6号線	12127	曾井町字前門田397-8地先から 曾井町字前門田406-8地先まで	6.5	89.3	区域を変更する 幅員を変更する No.1
				2.3~5.0	201.4	
				2.3~6.5	201.4	